

ぐんま くらしの ニュース

2024
No.376

令和6年10月25日

今回は、「製品安全総点検月間」と「これからの季節に気をつけたい製品事故」について掲載します。
裏面では、「令和5年度群馬県内の消費生活相談の状況」についてご案内します。

11月は「製品安全総点検月間」です

家電や雑貨など、ご家庭内には日常生活に不可欠な製品が多数あります。定期的に清掃や点検を行わないと、製品によっては故障したり、不具合に気づかず長期使用することで思わぬ事故につながるおそれがあります。

11月は経済産業省が定める「製品安全総点検月間」です。チェックリストなどをご活用いただき、ご家庭内にある製品の点検をしてみてください。

平成21年4月1日以降に製造・輸入された扇風機、エアコン、全自動洗濯機などは、長期使用製品安全表示制度に基づき、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等が製品本体に表示されていますので、買い換え時期の参考にしてください。



経済産業省「おうちのチェックリスト」

https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/2020_checklist.pdf

これからの季節に気をつけたい製品事故

電気こたつ



こたつ布団を過度にやぐら内に押し込まないでください。

ヒーター部に接すると焦げるおそれがあります。

電源コードは取扱説明書のとおり固定してください。断線、出火のおそれがあります。

低温やけどに注意!

電気・灯油ストーブ



ストーブの近くに燃えやすいものは置かないでください。

また、ストーブの上部などで洗濯物を乾かさないでください。

火災のおそれがあります。

外出時や就寝時は必ず電源を切りましょう。

湯たんぽ・電気あんか



湯たんぽの加熱は取扱説明書に従ってください。容器が破損するおそれがあります。

電気あんかを保管する際は、電源コードなどを極端に曲げないでください。断線すると使用時に発火するおそれがあります。

「低温やけど」とは、比較的低い温度が長時間にわたって皮膚の同じところに触れていることにより起こるやけどのことです。44℃では3～4時間以上、46℃では30分～1時間、50℃では2～3分で低温やけどになると言われています。

低温やけどは、上記の暖房器具のほか使い捨てカイロや電気カーペット、スマートフォンなどの電子機器も原因になることがあります。低温やけどにならないために、**長時間、同じ部位を温めないようにしましょう。**



令和5年度 群馬県内の消費生活相談の状況

令和5年度に群馬県消費生活センター及び19カ所の市町郡消費生活センターに寄せられた相談件数は、**16,688件**で、前年度に比べ**759件**増加しました【図1】。

契約当事者の年代別件数では、**70歳代**が最も多い**2,876件**（全体の17.2%）、次いで**60歳代**の**2,508件**（同15.0%）でした。**60歳以上**の相談件数は**7,198件**で、全体の43.1%を占めていました【図2】。

商品・役務大分類別の相談件数では、商品一般、金融・保健サービス、運輸・通信サービスが上位でした【表1】。

図1 年度別相談件数

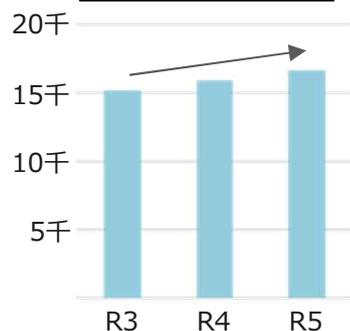


図2 契約当事者の年代別分布

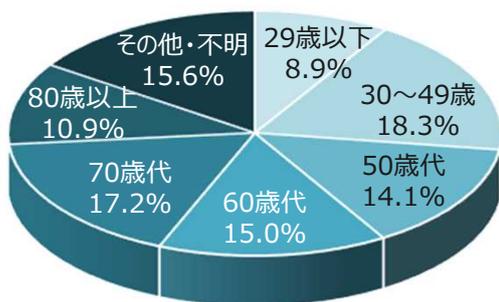


表1 商品・役務別の相談件数

順位	商品・役務大分類	主な内容	相談件数
1	商品一般	対象商品が不明な請求など	1,853
2	金融・保険サービス	多重債務、クレジットカードなど	1,454
3	運輸・通信サービス	光回線、携帯電話、固定電話など	1,304
4	保健衛生品	美容液、育毛剤、ファンデーションなど	1,096
5	教養娯楽品	新聞、スマートフォン、電子工作、テレビなど	1,094

前年度から急増した相談

商品・役務大分類別では、**土地・建物・設備**（給湯器の点検など）に関する相談が前年度比**159%**、**修理・補修**（屋根の修理など）に関する相談が同**138%**と大幅に増加しました。いずれも住宅に関する相談で、**訪問事業者による点検がきっかけでトラブルになることが多くありました。**

このようなトラブルに遭わないためには、

安易に点検させない、その場で契約しないなど注意が必要です。



60歳以上の方に多い相談

商品・役務別では、戸建住宅、空調・冷暖房・給湯設備などの**住宅関連**、**健康食品**、スマートフォンなどの**移動通信サービス**に関する相談が多くありました。

また、販売・購入形態別では、**通信販売**、**訪問販売**に関する相談が多くありました。

30歳未満の方に多い相談

相談件数は少ないものの、脱毛エステなどの**理美容**、**内職・副業**、オンラインゲームや出会い系サイトなどの**他の教養・娯楽**に関する相談は、若年層が占める割合が高くなっていました。

メルマガ「消費者ホットぐんま」のご案内

群馬県では、消費生活に関するメルマガジンを発行しています。お申し込みは、件名に「メルマガ消費者申込み」と明記し、shouhisha-hot-gunma@pref.gunma.lg.jp へてに空メールを送信してください。

※なお、現在、一部の携帯電話等でメルマガを受信できない場合があります。

shouhi-soudan@pref.gunma.lg.jpからのメールを受信できるよう設定をお願いします。



消費生活相談のご案内

☎ 027-223-3001

消費者ホットライン 188

群馬県消費生活センター ※日曜・祝日・年末年始は休み

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1（昭和庁舎1階北側）

平日 9:00~16:30（電話・来所相談に対応）※来所相談は予約制

土曜 9:00~12:00/13:00~16:30（電話相談のみ）